

雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（生産指標関係）

生産指標の従来と比較方法

- 計画届を提出する月の前月と、その前年同月の生産指標を比較
- 事業所が設置後1年未満の場合は、計画届を提出する月の前月と、令和元年12月の生産指標を比較

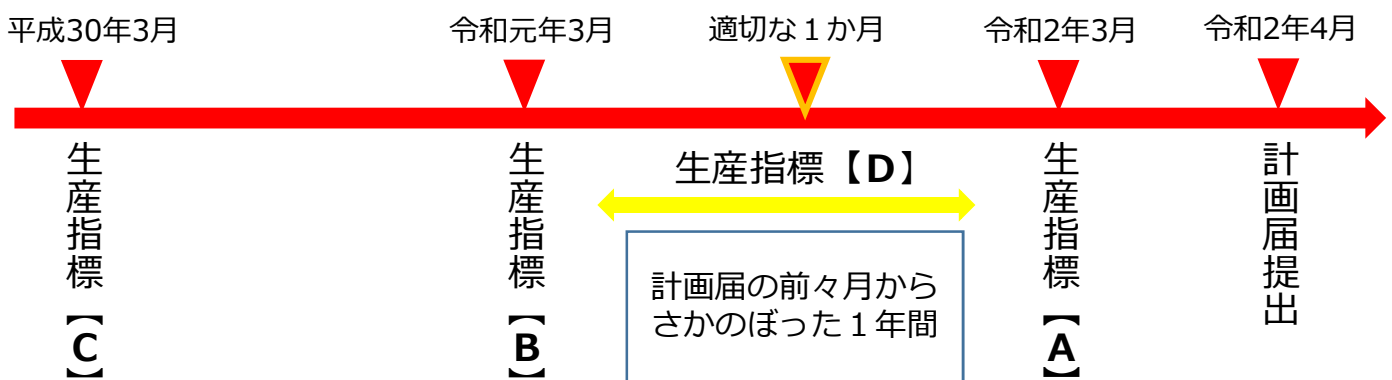
今回の拡充内容

- 1 計画届を提出する月の前月の生産指標と、その前々年同月の生産指標との比較も可能
- 2 ①計画届を提出する月の前月の生産指標と、
②計画届を提出する月の前々月からさかのぼった1年間のうちの適切な1か月との比較も可能（※1）

（※1）以下の要件のいずれも満たすことが必要です。

- a 比較に用いる1か月はその期間を通して雇用保険被保険者を雇用している雇用保険適用事業所であること。
- b 事業の開始期・立ち上げ期であることなどの理由により、前年同期、前々年同期の生産指標と比較出来ない又は要件を満たさないこと。

<Aに対しB、C、Dのいずれかによる比較>



※原則B又はCによる比較とし、適切な比較が出来ない場合にDとの比較が可能となります。

雇用調整助成金の支給の要件は以下の通りです。

- 対象期間（※1）の初日が緊急対応期間（※2）中の場合
→AがB、C又はDと比較して5%以上減少していることが必要
- 対象期間（※1）の初日が緊急対応期間（※2）外の場合
→AがB、C又はDと比較して10%以上減少していることが必要

（※1）「対象期間の初日」とは休業期間の初日のことです。

（※2）緊急対応期間は令和2年4月1日から6月30日までです。

この拡充により、これまで対象外だった以下のような場合も受給可能になります

○事業拡大を続けていたが、最近になって業績が落ち込んだ場合

○令和2年1月以降に雇用保険適用事業所として設置された場合

よくあるQ&A

1

Q.生産指標とは、売上げのみを指すのか。

A. 売上げのみならず、生産量(額)や販売量(額)をはじめ雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれます。

2

Q.今回の比較方法は、設置1年未満の事業所しか使えないのか。

A.雇用保険適用事業所として設置されて1年以上経過している場合でも、前年同月と比較して要件を満たさなかった場合はご活用いただけます。

3

Q.休業の初日が3月中であったとしても、生産指標は5%以上下がっていれば良いのか。

A.休業の初日が3月中であった場合には、生産指標は10%以上減少している必要があります。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）及びハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020505企01